

令和元年度包括外部監査の意見への対応状況

【意見】（令和２年 12 月時点）

意見	対応内容	所管局
第 3 監査の結果及び意見 1 廃棄物減量の取組 1.3 有料指定袋 1.3.5 手数料徴収と管理 指定袋配送数や在庫数の視察確認 京都市は配送数や在庫数について、配送業者の報告数値を特に検証することなく手数料徴収金額の根拠とし請求をしている。民間企業においては在庫の保管委託の場合、可能な時期・範囲に保管状況を視察することで、委託業務の信頼性を確認することが多い。 配送業者が行う受注・配送数のサンプルチェック、指定袋取扱業者の在庫調査やサンプルで立会を行う等により、配送業者の報告数値の信頼性を確認することが望まれる。 (報告書 45 ページ)	令和２年度から四半期ごとに保管・配送業者の在庫調査等の実施に立ち合い（令和２年度第一四半期は令和２年 6 月 1 8 日，第二四半期は 8 月 2 5 日に実施），保管・配送の状況を視察することで報告数値の信頼性を確認している。今後も定期的（年 4 回程度）に立合調査を実施していく。	環境政策局
第 3 監査の結果及び意見 1 廃棄物減量の取組 1.4 環境共生市民協働事業基金 1.4.4 基金の積立分 指定袋高騰に備えた積立 環境共生市民協働事業基金における指定袋高騰に備えた積立 200,000 千円の根拠は過去最高単価と過去最低単価の差額に拠っているが、過去最低単価に拘る必要性は疑問であり、過去最高単価と近時平均単価の差額を根拠として積み立てられるべきであろう。 200,000 千円という積立額については、現下の製造枚数の増減や価格の増減を踏まえ、每期必要額の見直しを検討されたい。 (報告書 54 ページ)	令和２年度予算における積立額について、近時の平均単価等を踏まえて改めて算定し、令和２年度 7 月補正予算において 200,000 千円から 150,000 千円に見直した。 今後とも、必要な積立額を検討していく。	環境政策局
第 3 監査の結果及び意見 1 廃棄物減量の取組 1.5 分別・リサイクル 1.5.3 古紙・雑がみの課題 古紙回収の転換点への対応 京都市においては、これまでから古紙回収業者が古紙を回収してくれる慣行が主流であったが、古紙類の市況悪化が継続した場合、今後は地方のような逆有償取引が発生する可能性がある。コミュニティ回収等で古紙類の回収が逆有償となる場合も含め、京都市における最適な古紙回収体制の維持に必要な方策を絶えず検証する必要がある。 (報告書 75 ページ)	本市では、これまでから古紙類の市況の変動や古紙回収業者等の動向を注視しつつ、本市内の古紙回収の仕組みについて検証しているところであり、引き続き、民間による古紙回収を基本とした古紙回収の仕組みが持続できるよう取り組んでいく。	環境政策局
第 3 監査の結果及び意見 1 廃棄物減量の取組 1.5 分別・リサイクル 1.5.3 古紙・雑がみの課題 持続可能なコミュニティ回収 平成 16 年度から実施したコミュニティ回収制度は確かに市民に広まり、定着し、京都市のごみ受入量削減に寄与してきた。京都市では家庭ごみ有料指定袋制の導入によって、コミュニティ回収への誘導は一定図られているが、コミュニティ団体が過度に小規模となると、回収効率が低くなり回収業者が契約しない課題も生じる。 助成金の従量制加算など、京都市・市民・回収業者の三方にとっての最善策を絶えず検証・検討されたい。 (報告書 77 ページ)	本市では、これまでから古紙類の市況の変動や古紙回収業者等の動向を注視しつつ、本市内の古紙回収の仕組みについて検証しているところであり、引き続き、民間による古紙回収を基本とした古紙回収の仕組みが持続できるよう取り組んでいく。	環境政策局

第3 監査の結果及び意見 2 一般廃棄物の収集・運搬 2.7 委託の状況 2.7.3 随意契約の予定価格の設定 随意契約における予定価格の計算 まち美化推進課の随意契約においては、前年度の契約金額を正とし、人件費上昇分の考慮を反映した金額を予定価格としている。しかし、当該予定価格の元となった金額は、家庭ごみ収集業務の入札結果を受けた結果としての平成25年度の契約金額にまで遡ることになり、予定価格の前提条件に変化が無いとはいえない程度の年数が経過している。 人件費の上昇分を考慮するという考え方は、前提条件が変わらないという蓋然性の高い短期間であれば、その利用が否定されるものではないと考えられる。一方で、長期間この考え方のみを用いて予定価格を設定し続けると、年を追うごとに予定価格としての信頼性が低下すると考えられるため、数年に一度は精緻なプロセスをもって予定価格を作成されたい。 (報告書 110 ページ)	死獣収集については、令和3年4月以降の契約において、予定価格の積算方法も含めて契約手法を一般競争入札に見直す等の検討を行う。 また、し尿収集については、他都市の事例、契約業者へのヒアリング、国が示す労務単価等を参考に、より精緻に予定価格を積算するよう検討を行う。	環境政策局
第3 監査の結果及び意見 2 一般廃棄物の収集・運搬 2.7 委託の状況 2.7.4 随意契約から競争入札への変更 競争入札における質疑書の提出期限 広く受託業者を募るという観点からは、新規の入札参加を検討する民間業者に配慮した入札スケジュールであるべきである。質疑書の提出期限が入札の公告日から翌々日というのは若干タイトであり、新規入札を妨げる要因となりかねない。質疑書の入札スケジュールの一部について再考されたい。 (報告書 111 ページ)	令和3年4月以降の契約については、公告日から質疑書提出期限まで十分に日数を確保する。	環境政策局
第3 監査の結果及び意見 2 一般廃棄物の収集・運搬 2.7 委託の状況 2.7.5 燃やすごみ・資源ごみ定期収集運搬業務の委託費 家庭ごみ定期収集業務委託の入札 家庭ごみ定期収集業務委託は一般競争入札となっているが、既存事業者以外は新規業務への参画意欲が低いように見受けられた。 京都市の公金をより効率的に使用すべく、より多くの業者の参入を促すよう競争原理が更に働く入札環境の構築に工夫されたい。 (報告書 112 ページ)	令和3年4月以降の契約については、分析を行い、より多くの業者の参入意欲が働くよう検討する。	環境政策局
第3 監査の結果及び意見 2 一般廃棄物の収集・運搬 2.7 委託の状況 2.7.7 死獣収集事業の委託費 死獣収集の稼働状況把握と委託費合理化 死獣収集の委託における委託台数は3台となっているが、記録の不備によって、実際に3台が稼働している日数が判然としなかった。市としてはまず、3台目がどの程度稼働しているかを把握した上で、本業務に必要な業務内容を仕様書に正確に記載し、必要となる経費を積算されたい。 (報告書 120 ページ)	令和2年1月以降、3台目の稼働実績を日報に記録している。 また、死獣収集については、令和3年4月以降の契約において、予定価格の積算方法も含めて契約手法を一般競争入札に見直す等の検討を行う。	環境政策局

第3 監査の結果及び意見 2 一般廃棄物の収集・運搬 2.8 その他の検討事項 2.8.6 物品管理の状況 備品管理の徹底 生活美化センターの備品管理において、管理シールの貼付もれ、管理シールの記載消失、未使用備品の廃棄処理もれが見受けられた。京都市の物品管理規定に基づき、適切な管理を徹底されたい。 (報告書 137 ページ)	京都市物品会計規則に基づき、直ちに備品整理票の貼付漏れの貼り直し等を行うとともに、令和2年10月に未使用備品の廃棄処理を行った。	環境政策局
第3 監査の結果及び意見 3 一般廃棄物の中間処理 3.2 クリーンセンター 3.2.3 委託の状況 入札者数増加への努力 参加希望型競争入札を実施しながら参加者数が1者しかいない状況であるため、競争原理が更に働くよう、現状の1者入札が生じている状況を分析し、公示・開示の仕方や、仕様書の内容・発注方法を含め、入札参加者数が増えるよう対応されたい。 (報告書 147 ページ)	委託仕様書及び入札条件等の点検を行うこととし、令和2年3月12日付け依頼文書で各所属長に伝達し、各所属内で点検するよう周知徹底を行った。	環境政策局
第3 監査の結果及び意見 3 一般廃棄物の中間処理 3.2 クリーンセンター 3.2.3 委託の状況 維持管理費も含めた総合評価の実施 クリーンセンターのような大型プラントで、かつ専門性等の理由で長期の維持管理の委託先が固定化することが明らかな場合については、随意契約となることもやむを得ないが、長期に亘る維持管理費の金額も少額ではないため、維持管理の委託費も含めた総合的なコストで評点を検討する方法についても、そのメリット・デメリットを比較検討し、施設建設の時期に応じて実情に即した評価方法を設定することが望ましいと考える。 (報告書 149 ページ)	長期にわたり維持管理の委託先が固定することが見込まれる場合には、施設建設の時期に応じて実情に即した評価方法を検討する。	環境政策局
第3 監査の結果及び意見 3 一般廃棄物の中間処理 3.2 クリーンセンター 3.2.5 ごみ処理原価について 一般廃棄物会計処理基準の採用 ごみ処理原価の内容は、京都市のごみ処理原価計算の方針を示すものであるが、独自の基準に留まり、他都市が採用し始めている環境省の一般廃棄物会計基準とは差異があるため、単純に数値を比較することができない。 手数料算定のための算式が別途存在しても構わないが、原価計算理論の面から適正なごみ処理原価を算出しうるのは一般廃棄物会計基準が適している。同基準には、ごみの分類や、部門の設定、計算過程の過程などが示され、他市数値との客観的な比較も可能であることから、京都市においても一般廃棄物会計基準の採用を前向きに検討されたい。 (報告書 157 ページ)	令和元年度以降のごみ処理原価の算定において、一般廃棄物会計基準（新基準）を採用する予定である。	環境政策局
第3 監査の結果及び意見 3 一般廃棄物の中間処理 3.2 クリーンセンター 3.2.8 毒劇物の管理 毒劇物の取扱いに関するマニュアル作成 現状、適正処理施設部では「毒劇及び劇物取締法」に対応した毒劇物の取扱いに特化したマニュアルを作成していない。劇物を含む薬品類に関して、管理責任者、毒劇物の表示方法、在庫の点検方法、災害時の連絡先など記載したマニュアルを定め、統一的な取扱いをされたい。 (報告書 161 ページ)	令和2年3月に毒劇物の取扱いに特化したマニュアルを作成し、統一的な取扱いをすることとした。	環境政策局

第3 監査の結果及び意見 4 一般廃棄物の最終処分 4.2 東部山間埋立処分地 4.2.1 施設概要 備品管理の適正化 備品台帳は現物や関連証憑を都度確認することなく、備品の管理状況を確認できることが必要であるが、取得日の情報が不正確であれば、当該備品の使用可能性や買替の要否予算化の必要性に関する判断を誤る恐れがある。適切な備品管理を実施するために、備品台帳の登録内容について正確を期するようにされたい。 またメーカーリコール対応済みか否かの情報は、当該備品が安全かつ適切に使用できるか否かを判断する上で重要な情報であり、備品台帳の備考欄にメーカーリコール対応済み等の記録を残すように運用されたい。 (報告書 166 ページ)	京都市物品会計規則に基づき適切な備品管理を行うよう、令和2年3月12日付け依頼文書で各所属長に伝達し、各所属内で周知徹底を行い、正確な取得日を登録するとともに、メーカーリコールの情報を備品台帳に記録した。	環境政策局
第3 監査の結果及び意見 4 一般廃棄物の最終処分 4.4 水垂埋立地 水垂埋立地の処分地廃止に向けたモニタリングと開示 現状、水垂埋立地に関しては、京都市のホームページには維持管理記録として、月1回・年1回の水質調査結果のみ開示されているだけであるが、埋立処分地を廃止可能な基準値を満たしている状況であることの説明などは行われていない。 継続的に多額の税金が支出されるため、数値だけの開示に留まらず、現在どのような状況（例：処分地廃止のためのモニタリング期間中）であるか、下水処理継続の必要性など積極的に説明される対応が望まれる。 (報告書 171 ページ)	令和2年6月から埋立地の概要や調査内容を追加する等の水垂埋立地に関する公開情報を変更した。	環境政策局
第3 監査の結果及び意見 5 産業廃棄物の指導 5.2 産業廃棄物処理指導計画 5.2.2 監査の結果 第3次産業廃棄物処理指導計画の進捗状況の開示の改善 第3次産業廃棄物処理指導計画は10年に及ぶ長期の計画であり、計画の達成には、市民、排出事業者、産業廃棄物処理業者の協力が必要不可欠である。そのため目標達成に対して、関係者も協力がしやすいように進捗状況や特に協力を依頼したい事項を開示されることを検討されたい。 今回平成30年度の産業廃棄物実態調査を実施されているので、その結果を適切に分析した結果を提供し、関係者の一層の協力を喚起し令和2年度（平成32年度）の最終目標値の達成に資することを期待したい。 (報告書 183 ページ)	令和元年度に実施した平成30年度の産業廃棄物実態調査の結果について、令和2年12月に容易に閲覧できる形で本市ホームページにおいて開示した。	環境政策局
第3 監査の結果及び意見 5 産業廃棄物の指導 5.3 産業廃棄物処理業の許可及び指導 5.3.2 監査の結果 産廃処理業者情報公表制度の見直し 新たに取り組まれた優良な産業廃棄物処理業者の育成は、産業廃棄物の適正な処理を推進する上で効果的な取組である。しかし、現在は開示事業者数が増えず、掲載されている情報も更新が滞っており、かえって業者の信頼性を損ねる恐れがある。 提出事業者の拡大や、適時の情報更新を促す施策を検討し制度の実効性を高めるような措置を講じられたい。 (報告書 188 ページ)	産業廃棄物処理業者に対し情報更新を促し、当該制度のホームページの更新を行った。また、令和3年度以降の優良な産業廃棄物処理業者の情報について、効果的に公表する仕組みを構築できないか、検討を行っている。	環境政策局

第3 監査の結果及び意見 5 産業廃棄物の指導 5.5 排出事業者の指導 5.5.2 監査の結果 小規模排出事業者に対する指導目標の設定 市内の事業者数は75,000箇所を超えるため、全事業所に対する立入検査は困難と思われる。しかし、指導範囲の拡大についての目標があった方が、指導計画の立案や達成状況の評価においても有益と思われる。 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画終了後の次期方針を策定される際には、目標の設定の有効性を検討されたい。 (報告書191ページ)	全事業所に対する個別指導は困難であるため、令和3年度以降の小規模排出事業所における分別・リサイクルなど、3Rを推進するための方策や目標について検討を行っている。	環境政策局
第3 監査の結果及び意見 5 産業廃棄物の指導 5.5 排出事業者の指導 5.5.2 監査の結果 排出事業者への指導時期の分散化 排出事業者に対する立入指導の充実については重点政策の一つに掲げられている。平成30年度の指導時期の集中は一時的なものと思われるが、立入指導者に負担が集中し指導の有効性に懸念が生じる恐れもある。また、3月は年度末の事業会社も多いことから、排出事業者の負担感が通常より重く感じられるおそれもある。 立入指導に関する当事者の負担を軽減し、指導の有効性と効率性を維持する観点から指導時期の分散を意図した計画的な立入指導に取り組まれない。 (報告書192ページ)	排出事業者への立入指導は、報告・届出等の書類を確認後に実施するため、下半期に偏る傾向はあるが、過度に年度末に集中することのないよう計画的に立入指導を実施する。	環境政策局
第3 監査の結果及び意見 5 産業廃棄物の指導 5.5 排出事業者の指導 5.5.2 監査の結果 リサイクル施設の情報提供方法の改善 排出事業者がリサイクル情報にアクセスしようとしても、京都市のホームページから一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターのサイトにたどり着くことが容易ではない。そのため、京都市のホームページ上に排出事業者向けリサイクル情報として、「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」の概要や事業内容を紹介し、必要とされる排出事業者を「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」に誘導できるような、情報提供方法の改善について検討をされたい。 (報告書192ページ)	令和2年6月に本市ホームページ上に、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターの概要や事業内容を紹介するページを設け、排出事業者がリサイクル情報にアクセスしやすいよう改善を図った。	環境政策局
第3 監査の結果及び意見 5 産業廃棄物の指導 5.5 排出事業者の指導 5.5.2 監査の結果 産廃チェック制度の普及推進 産廃チェック制度は、平成25年度の運用開始時の申請件数は12件であったが、平成30年度は24件に拡大し、排出事業者の意識の醸造に一定の効果はあったものと思われる。しかし、対象事業所数に比して申請件数はまだまだ少なく十分に浸透しているとは言えない状況である。産業廃棄物の適正処理に関しては、排出事業者の意識向上が重要であり、さらなる普及促進策について検討をされたい。 (報告書193ページ)	令和3年度以降の産廃チェック制度の更なる普及促進のため、弾力的な運用や高度な3Rの取組を実施する排出事業者の顕彰の在り方について検討を行っている。	環境政策局

第3 監査の結果及び意見 5 産業廃棄物の指導 5.5 排出事業者の指導 5.5.2 監査の結果 産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理実施報告書の開示方法の改善 現在の処理計画書及び実施報告書の開示は、一般産業廃棄物と特別管理産業廃棄物に区分した上で業種の区分はされているが、PDFファイルで一斉に掲載されているだけであり、閲覧がしにくいだけでなく提出漏れも検出しにくい。 前年度の実施報告書は、前年度の処理計画書を提出した事業所が提出する必要があり、当年度の処理計画書は、前年度の産業廃棄物発生量が一定量を超えた多量排出事業者が提出する必要があるものである。 そのため前年度の処理計画書が提出された事業者の前年度の実施報告書の漏れの検出を容易にするとともに、少なくとも前年度の実施報告書が提出されている事業者について、当年度の処理計画書の提出有無とその要否が容易に識別できるように、前年度の処理計画書と前年度の実施報告書と当年度の処理計画書を対比する形での開示を検討されたい。 (報告書 194 ページ)	令和2年2月に実施報告書及び処理計画書の提出状況について、事業所別に表形式で掲載するよう改善を行った。	環境政策局
---	--	--------------